



政策統括官 (政策調整担当)

国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子供や若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが必要です。このため、社会や国民生活に関わる様々な課題について、目指すべきビジョン、目標、施策の方向性を、政府の基本方針（大綱や計画など）として定め、これを政府一体の取組として強力に推進していきます。

参事官（総括担当）

参事官（総合調整担当）

参事官（青少年企画担当）

参事官（青少年支援担当）

参事官（青少年環境整備担当）

参事官（青年国際交流担当）

参事官（高齢社会対策担当）

参事官（障害者施策担当）

参事官（交通安全対策担当）

参事官（子どもの貧困対策担当）

Cabinet Office

子供・若者育成支援施策

■ 子供・若者育成支援の総合的な推進

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等と多岐にわたる子供・若者の育成支援施策について、大綱を作成し、また、関係省庁との協力のもと、各施策の推進を図っているほか、表彰等での広報啓発を行っています。

■ 子供・若者支援に関する人材養成

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援に携わる者を対象として、相談業務やアウトリーチ（訪問支援）に関する技能を身に付ける研修を行っています。

青少年有害環境対策

■ 青少年の非行・被害防止対策の推進

毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として、関係省庁、関係団体と連携し、青少年の非行・被害防止のための活動を実施しています。



■ 青少年のインターネット利用環境整備の推進

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や地方公共団体等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進やリーフレットの作成・配布などの啓発活動を実施しています。また、地域における青少年のインターネット利用環境づくりに関する連携体制の構築を支援するため「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催しています。

青年国際交流

日本と世界各国の青年の交流を通じ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーを育成することを目的に、青年国際交流事業を実施しています。

具体的には、航空機による派遣・招へい又は船による多国間交流を行う6事業（国際社会青年育成事業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業、地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」）があります。



青年国際交流事業

子供の貧困対策

■ 子供たちの未来を応援することは「未来への投資」

現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱に基づき、総合的に取組を進めています。

■ 社会全体に広げる支援の輪

国、地方公共団体、企業、NPO等民間団体が連携して、子供たちを支えるネットワークを構築するため、「子供の未来応援国民運動」を展開しています。

誰もが子供の貧困対策のために行動し、支援活動につながる事ができる仕組み「子供の未来応援基金」では、個人や企業等から寄せられた寄付を活用して、子供食堂や学習支援教室など子供たちに寄り添って活動を行っているNPO等の民間団体を支援しています。また、こうした民間団体と「子供たちのために何かしたい」という思いを持つ企業や個人を結ぶマッチング事業や、国民に対する広報・啓発活動も行っています。さらに、「地域子供の未来応援交付金」による地方公共団体の取組への支援も行っています。

高齢社会対策

高齢社会対策基本法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として高齢社会対策大綱及び高齢社会白書を作成し、高齢社会対策の総合的な推進を図っています。

また、高齢社会対策に関する調査研究、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介や高齢社会フォーラムの開催等による国民に対する広報・啓発活動を行っています。

障害者施策

■ 障害者施策の総合的・計画的な推進

障害の有無にかかわらず、全ての国民が互いに尊重し理解し合える「共生社会」を実現するため、政府が講ず

る障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」を策定し、同基本計画に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、障害当事者等により構成される「障害者政策委員会」において、その実施状況を監視しています。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供等について定めた「障害者差別解消法」に基づき、関係省庁や地方公共団体等の多様な主体と連携しつつ、障害者差別の解消に向けた各般の取組を推進しています。

■ 障害者に対する理解の促進

障害者基本法では、毎年12月3日～9日を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に国及び地方公共団体が、民間団体等と連携協力を図りながら、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する様々な広報啓発の取組を集中的かつ包括的に実施しています。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策

■ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、毎年度、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣による表彰を行い、その優れた取組の普及・啓発を進めています。

■ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、毎年度公表しています。

交通安全対策

■ 交通安全対策の推進

交通安全対策基本法に基づき、交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱である交通安全基本計画を作成し、関係省庁等と連携して各種施策を強力に推進しています。令和3年3月に決定された第11次計画では、令和7(2025)年までに、年間の24時間死者数を2,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現すること等を目標としています。

■ 全国交通安全運動等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的として国、地方公共団体、関係機関、民間団体等の連携により年2回実施しています。このほか、交通安全フォーラムの開催等の普及啓発活動や交通安全ボランティア等の育成等を行っています。